

長崎県犯罪被害者等支援計画に基づく施策取組状況

重点課題	施策	具体的施策	具体的施策の内容	所管課	令和2年度施策の取組状況
第1 犯罪被害者等支援のための体制整備への取組	1 総合的支援体制の整備	(1) 市町に対する情報提供、助言及び連携	市町において、地域の状況に応じた犯罪被害者等支援に関する施策を策定し、実施するに当たり、必要な情報の提供及び助言その他の協力を行います。 また、市町の総合的対応窓口と連携して、犯罪被害者等のニーズに応じた支援を実施します。	交通・地域安全課	長崎県市町犯罪被害者等支援推進協議会を開催し、市町の総合的対応窓口との連携を図ったほか、「犯罪被害者等支援の総合的対応窓口・体制に関するアンケート」を実施し、フィードバックの際にワンストップ支援の重要性について助言をしたほか、得られた市町の好事例等を提供した。
		(2) 総合的対応窓口の設置	交通・地域安全課に犯罪被害者等支援に関する総合的対応窓口を設置し、犯罪被害者等からの相談等に応じて、最も適切な専門機関等に取り次ぐとともに、ホームページにおいて、県及び関係機関・団体の相談機関一覧など必要な情報を提供します	交通・地域安全課	「犯罪被害者等支援の総合的対応窓口・体制に関するアンケート」を実施し、そのフィードバックの際、市町に犯罪被害者等支援のための総合的対応窓口の広報の在り方等について助言した。
		(3) 「長崎県犯罪被害者等支援推進会議」の設置	犯罪被害者等支援に関係する部局により構成する「長崎県犯罪被害者等支援推進会議」を設置し、関係部局が相互に連携・協力して支援計画に基づく適切な支援を実施します。	交通・地域安全課	令和2年7月8日「長崎県犯罪被害者等支援推進会議」を開催し、犯罪被害者等支援計画に基づく支援取組実績等について情報共有を図った。
		(4) 「長崎県市町犯罪被害者等支援推進協議会」の設置	県、警察本部、市町、民間支援団体により構成する「長崎県市町犯罪被害者等支援協議会」を設置し、県と市町が一体となって、更なる支援の充実を図ります。	交通・地域安全課	令和2年7月15日「長崎県市町犯罪被害者等支援推進協議会」を開催し、市町における犯罪被害者等支援の体制・支援実績について情報共有を図ったほか、犯罪被害者等支援の理解の増進イベントについて周知した。
		(5) 「長崎県被害者支援連絡協議会」の効果的運用	関係機関、民間団体との緊密な連携と相互協力によって、犯罪被害者等のニーズに即応した各種の支援活動を推進することを目的に設置している「長崎県被害者支援連絡協議会」の効果的な運用に努めます。	警察本部(広相)	被害者支援センターとの連携の強化 犯罪被害者等の同意に基づいて長崎県被害者支援センターに情報提供を行い、同センターに所属する臨床心理士等によるカウンセリングを実施した。～R2中 1件 民間カウンセラー等との協力関係の強化 長崎県子ども・女性・障害者支援センター等他機関と連携及び協力し、性犯罪被害者及び家族への適切な支援を実施する。～R2中実績なし
		(6) 緊急支援体制の整備	犯罪等により死傷者が多数に上る事案その他重大な事案が発生した場合には、「長崎県犯罪被害者等支援推進会議」、「長崎県市町犯罪被害者等支援推進協議会」及び「長崎県被害者支援連絡協議会」が相互に連携・協力して、当該事案に即応する体制を整え、必要な緊急の支援を実施します。	交通・地域安全課、警察本部	警察本部犯罪被害者支援室とガイドラインの運用について協議した。
	2 相談及び情報の提供等	(1) 犯罪被害者等支援のための対応窓口の充実	[交通・地域安全課] 犯罪被害者等支援に関する総合的対応窓口を設置し、犯罪被害者等からの相談等に応じて、最も適切な専門機関等に取り次ぐとともに、ホームページにおいて、県及び関係機関・団体の相談機関一覧など必要な情報を提供します。	交通・地域安全課	県の総合的対応窓口として、ホームページにおける広報活動に加え、各種犯罪被害者等支援への理解の増進に関するイベントにおいて、市町を含め、総合的対応窓口が設置されていることを周知した。
			[交通事故相談所] 交通事故被害者に対する損害賠償問題等の相談及び関係機関、団体等の紹介・斡旋を行います。	交通・地域安全課	新県庁舎行政棟2階で、月曜から金曜の9時から16時まで開設。(巡回相談)佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、新上五島町において年32回実施。なお、令和2年度の相談件数は452件であった。
			[性暴力被害者支援「サポートながさき」] 性暴力被害者の支援窓口である性暴力被害者支援「サポートながさき」において、電話・面接相談、付添い、情報提供等の支援を行うとともに、関係機関・団体と連携し、医療・法律相談、カウンセリング等の必要な支援を行います。	交通・地域安全課	性暴力被害者のためのワンストップ支援センター「サポートながさき」において、多様な相談方法を提供し、性暴力の潜在化を防ぐため、令和3年1月からSNSによる相談受付を開始した。

長崎県犯罪被害者等支援計画に基づく施策取組状況

重点課題	施策	具体的施策	具体的施策の内容	所管課	令和2年度施策の取組状況
第1 犯罪被害者等支援のための体制整備への取組	2 相談及び情報の提供等	(1) 犯罪被害者等支援のための対応窓口の充実	【男女共同参画推進センター】 家庭、職場などにおける悩みについて相談に応じ、適切な関係機関を紹介します。	男女参画・女性活躍推進室	家庭、職場などにおける悩みについての相談165件のうち、DV被害に関する相談が4件あり、適正な相談機関へつなげた。
		【人権教育啓発センター】 人権に関する悩みや研修・啓発等に関する相談の窓口としての役割を果たすとともに専門相談機関等への的確な引き継ぎができるよう連携強化を図るなど相談機能を充実します。	人権・同和対策課	人権に関する悩みや研修・啓発等に関する相談 140件のうち、犯罪被害に関する相談はなかった。	
		【消費生活センター】 消費者利益の擁護を図るとともに、悪質商法など、不当な取引行為による消費者被害の救済を図るために、専門的な知識を有する相談員が必要な助言斡旋等を行います。	食品安全・消費生活課(消費生活センター)	苦情相談が2,475件寄せられ、助言・斡旋等を行った。	
		【こども・女性・障害者支援センター】 「こども・女性・障害者支援センター」における児童虐待に係る24時間相談受付体制を継続します。	こども家庭課、長崎こども・女性・障害者支援センター、佐世保こども・女性・障害者支援センター	こども・女性・障害者支援センターに対して虐待通告があった場合、土日を含め24時間365日虐待通告を受ける体制をとっており、通告があれば原則24時間以内に児童の安全確認を行い、必要に応じ児童を緊急保護する。	
		【民生委員、児童委員による生活相談】 自立した生活を営むことができるよう、生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行います。	福祉保健課	調査中 ( 現在、市町からの報告(福祉行政報告例)をとりまとめ中であり、数値の集計が終了次第、報告します。)	
		【警察における相談体制の充実等】 ア 全国統一の相談専用電話「9110」、「性犯罪被害相談電話」等の相談窓口の設置により、相談体制の充実を図ります。 イ 性犯罪被害相談については、相談者の希望する性別の職員が対応し、また、執務時間外においては当直等が対応した上で担当者に引き継ぐなど、適切な運用を推進します。	警察本部(広相、捜一)	各種警察相談への積極的かつ適切な対応 1 令和2年中の県警における相談受理件数(確定)23,075件(前年比 - 952件) 2 内部規定等による相談等の受理・処理に係る組織的管理 3 性犯罪被害相談電話への対応 「性犯罪被害相談電話」の24時間対応及び相談者の希望する性別の警察官が対応を行い、被害者の心情に配慮した適切な対応を図った。 警察安全相談業務に係る関係機関・団体との連携の推進 1 相談機関ネットワークの構築 長崎県官公庁苦情連絡協議会をはじめ、県内に17組織を構築 ～本部及び全警察署参加 2 令和2年度長崎県官公庁苦情相談連絡協議会の開催(9/20) ～警察本部を含む13団体が参加 警察安全相談員の配置、運用等による相談 1 警察安全相談員(非常勤職員)の配置(警察本部3名、警察署(10署)16名) 2 警察安全相談員研修会の開催(4/14、20名参加)	
		【被害少年が相談しやすい環境の整備】 少年サポートセンターや各警察署の少年係等、少年からの悩みごと・困りごとの相談を受け付けるための窓口において、関係機関への十分な引継ぎを含め、年少者である相談者の特性に十分配慮した対応をします。	警察本部(少年)	ヤングテレホンの周知徹底と利用促進の広報 県警ホームページ、少年課作成の講話用チラシ、少年サポートセンター広報用リーフレット等に少年相談専用電話ヤングテレホンを記載しているほか、学校における非行防止教室等や街頭補導の際、少年に対してヤングテレホンカードを配布して周知徹底を図っている。 また、児童相談所等他機関にもリーフレットを配布して窓口を設置してもらっているほか、相談窓口を紹介する冊子などにもヤングテレホンを掲載してもらっている。 ～令和2年度ヤングテレホン受理件数 139件 被害少年に関わる関係機関等との連携の強化とネットワーク構築の促進 被害少年に関わる関係機関が主催する会議、研修会に少年補導職員が出席、あるいは講師として依頼を受けるなどして、関係機関との連携強化とネットワーク構築の促進に努めた。	
【学校内における連携及び相談体制の充実】 犯罪被害を受けた児童生徒及びその保護者に対して適切な対応ができるよう、教職員に対し、相談技法の研修講座の開設、相談技法の調査研究、臨床心理士等によるカウンセリング講習会を実施するとともに、「生徒指導推進協議会」を開催し、連携を強化して相談体制を充実します。	児童生徒支援課、教育センター	「カウンセリングリーダー研修会」を開催し、相談技術の向上に努めた。			

長崎県犯罪被害者等支援計画に基づく施策取組状況

重点課題	施策	具体的施策	具体的施策の内容	所管課	令和2年度施策の取組状況
第1 犯罪被害者等支援のための体制整備への取組	2 相談及び情報の提供等	(2) NPO法人に関する情報の提供	県の県民生活環境課ホームページ内に設けている「内閣府NPO法人ポータルサイト」により犯罪被害者等支援を行うNPO法人の情報を提供します。	県民生活環境課	県民生活環境課のホームページ内に法人情報として、内閣府のNPO法人情報の検索システムのリンクを掲載し、情報を提供した。
		(3) 海外における邦人の犯罪被害者に対する支援	関係機関・団体と連携し、海外における邦人の犯罪被害に関する情報の収集に努めるとともに、帰国する犯罪被害者や日本国内の遺族等に対し、国内での支援に関する各種情報の提供や帰国時の空港等における出迎え等の支援に努めます。	警察本部(広相)	海外でテロ等の被害に遭った邦人等に対する関係機関と連携した帰国後等における国内での支援の推進 海外でテロ等が発生し邦人等が被害に遭った場合は、警察庁及び各県警等と連携し支援を実施する。 ～令和2年度中該当事案なし 国外犯罪被害弔慰金制度の適切な運用 制度対象者を把握した場合は、教示等適切に行う。～令和2年度中該当事案なし
		(4) 犯罪被害者等早期援助団体等との連携・協力	犯罪被害者支援の過程における秘密が守られること等を犯罪被害者等に十分に説明した上で、犯罪被害者等の連絡先や相談内容等を犯罪被害者等早期援助団体に対し提供し、犯罪被害者等の精神的負担の軽減に努めます。	警察本部(広相)	被害者支援センターとの連携・協力の充実・強化及び情報提供の充実 長崎県犯罪被害者支援センターに対する情報提供制度を積極的に活用し、同センターと連携した途切れない支援を推進した。～令和2年度中の情報提供 20件 犯罪被害者支援ハンドブックの活用 被害者支援に必要な知識を関係機関・団体と共有し、各地域における関係機関・団体の連携を強化するため、県が作成した「犯罪被害者支援ハンドブック」を各署に配付し活用中である。 また令和2年度は、県警独自で「犯罪被害者支援ハンドブック」を新たに作成し、令和3年度活用予定である。 自助グループの紹介 犯罪被害者等の精神的負担の軽減を図るため、長崎県犯罪被害者支援センターが構築している自助グループを紹介しているほか、同センターにおいて、犯罪被害者等の要望に応じ、随時被害者同士の面会交流の場を設けた。 交通事故被害者に対する各種援助及び救済機関と連携した被害者支援の推進 支援対象の事件については、被害者や遺族等に対して、「被害者の手引き」及び各種パンフレットを交付、説明の上、各団体や各種支援制度等を紹介し、交通事故被害者に対して、長崎県交通事故相談所等の団体の紹介を推進した。 「交通遺児等貸付」に対する協力の実施 自動車事故対策機構が実施している「無利子貸付け制度」の教示を行うほか、同機構への情報提供を行うことで被害児童の育成支援を図っている。 ～令和2年度中の該当事案 1件(通知0件)
		(5) 被害者支援連絡協議会等の活用による関係機関・団体との連携等	犯罪被害者等支援に係る関係機関・団体が構成される「長崎県被害者支援連絡協議会」及び「被害者支援地域ネットワーク」について、その設置目的を各構成員に共有させ、犯罪被害者等支援を実施する関係機関・団体が果たすべき役割を明確にするとともに、犯罪被害者等の置かれている立場の理解を深めるための研修会や具体的事例を想定した実践的なシミュレーション訓練を実施するなどして事案への対応能力の向上を図ります。 また、関係機関・団体が有機的に連携し、犯罪被害者等に対し、途切れない支援が提供できるよう努めます。	警察本部(広相)	長崎県被害者支援連絡協議会及び各警察署の被害者支援地域ネットワークにおける連携の推進 令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、各種会議の開催に制約があったが、長崎県被害者支援連絡協議会を開催するとともに、開催可能と判断された警察署において、被害者支援地域ネットワーク会議を開催し、関係機関・団体等との連携の強化に努めた。

長崎県犯罪被害者等支援計画に基づく施策取組状況

重点課題	施策	具体的施策	具体的施策の内容	所管課	令和2年度施策の取組状況
第1 犯罪被害者等支援のための体制整備への取組		(6) 指定被害者支援要員制度の活用	事件発生直後から犯罪被害者に付き添い、必要な助言等を行ったり、カウンセラー、犯罪被害者等支援団体、その他の関係機関・団体等を紹介するとともに、これらへの引継ぎを実施したりするなどの役割を果たす指定被害者支援要員制度の積極的活用を図るとともに、指定被害者支援要員の知識・能力の向上を図るための教養の充実に努めます。	警察本部(広相)	指定被害者支援要員制度の適正かつ効果的な運用 指定被害者支援要員として、県下22警察署と高速隊に668人(うち女性146人)を指定して支援を実施した。 犯罪の発生直後からの総合的・横断的な支援活動の展開 支援対象事件の発生直後から指定被害者支援要員の効果的運用及び長崎犯罪被害者支援センターと連携した総合的・横断的な支援活動を実施した。 ～R2中 情報提供19件 被害初期段階における被害者の支援 指定被害者支援要員に対し教養を徹底し、捜査活動と並行して被害初期段階から被害者支援を行っている。
	2 相談及び情報の提供等	(7) ストーカー事案、配偶者等からの暴力事案への適切な対応	ストーカー事案及び配偶者等からの暴力事案に関し、被害者に危害が加えられる危険性・切迫性に応じて、検挙措置等により加害者を隔離することを最初に検討し、被害者の安全確保を最優先とした組織による迅速・的確な対応を推進します。	警察本部(人身)	人身安全関連事案については、生活安全部門と刑事部門が連携した迅速かつ確かな対応をしており、関係場所が複数の都道府県にわたる場合には、関係都道府県警察と緊密な連絡体制を保持し、情報共有に努めている。 適切な自衛・対応策の教示、相手方への指導警告等、被害者の立場に立った対応を推進するため、警察が執り得る事件化、行政手続、援助等の措置を説明するなどして意思決定支援手続を行い、被害者の意向に沿った迅速・的確な事案対応を図っている。 被害届出等の意思決定に係る支援の実施 積極的な事件化や警告、禁止命令等の実施(R2中) (ストーカー事案) ストーカー規制法違反検挙9件、刑法犯等による検挙25件 (配偶者からの暴力事案等) 配偶者暴力防止法違反検挙1件、刑法犯等による検挙47件 一時避難に係る宿泊料金の公費負担による被害者等の安全確保 恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案のうち、特に危険性・切迫性が高い事案については、被害者等の安全を速やかに確保するため、積極的に被害者等をホテルに一時避難させるなどし、再被害防止措置を図っている。 R2中～7事案につき被害者等11名を公費で一時避難
	(8) 犯罪等による被害を受けた児童生徒が、不登校等になった場合の指導や学校復帰に向けた継続的指導	犯罪等による被害を受けた児童生徒が不登校になった場合、電話及び来所による相談を実施し、教育支援センター等が行う支援や学校復帰に伴う支援に努めるとともに、関係各機関が連携して継続的に対応します。	児童生徒支援課、教育センター	個々の事例に応じて、市町教育委員会、学校と連携した対応をとった。	

長崎県犯罪被害者等支援計画に基づく施策取組状況

重点課題	施策	具体的施策	具体的施策の内容	所管課	令和2年度施策の取組状況
第1 犯罪被害者等支援のための体制整備への取組	2 相談及び情報の提供等	(9) 教育委員会と関係機関・団体との連携・協力の充実強化	教育委員会が、警察、「子ども・女性・障害者支援センター」等の関係機関と連携・協力を充実・強化し、犯罪被害者等支援に係る機関及び団体等の諸支援制度について学校への情報提供を行います。	児童生徒支援課	被害者支援関係の相談窓口の周知を各市町教育委員会、県立学校へ行った。
			生徒指導推進協議会等において、警察、「子ども・女性・障害者支援センター」、福祉事務所等、地域の関係機関についての情報提供を行います。	児童生徒支援課	生徒指導推進協議会において、適宜実施した。
			児童虐待の防止や相談体制の充実を図るため、学校と「子ども・女性・障害者支援センター」等関係機関の連携を図ります。	児童生徒支援課	要保護児童対策地域協議会などに参加し、関係機関との情報共有を行った。
	3 犯罪被害者等支援に係る人材の育成	(1) 市町と連携した行政職員に対する研修等の充実	県及び市町の犯罪被害者等支援に従事する職員を対象とした研修等を実施し、資質の向上を図ります。	交通・地域安全課、警察本部	令和2年11月18日、市町を含めた支援担当職員に対し、犯罪被害者等が置かれた状況について理解の増進を図るため、警察本部・犯罪被害者支援センターと共催により「犯罪被害者週間長崎大会」を開催した。
		(2) 警察における職員研修の充実	採用及び昇任の際の教養のほか、捜査に従事する者を対象とした専科等各種教養時に、犯罪被害者支援の体験記等の資料を活用しつつ、犯罪被害者支援の意義、性犯罪被害者への支援要領、被害少年への支援要領、犯罪被害者支援団体との連携要領等に関する教養を行います。	警察本部(広相)	各署の指定被害者支援要員等に対する巡回教養の実施 女性警察職員に対する研修の機会をとらえた、性暴力被害者等に対する公費支出制度や「サポートながさき」との連携による各種支援等に関する教養の実施 犯罪被害者週間長崎大会における犯罪被害者支援への理解の増進への取組 長崎県警察学校における犯罪被害者等支援に関する集合教養の実施 警察内部向けの犯罪被害者等支援に関する執務資料の作成・配布～R2度中12件 ストーリー事案、配偶者の暴力的事案等の処理要領や各署の検挙好事例等に関する執務資料の作成・配布～R2中34件 自治体職員に対する研修の推進～佐世保市・警察・長崎犯罪被害者支援センターとの三機関協議会の開催(令和3年2月18日、佐世保市役所) 長崎市、諫早市、大村市の職員に対し、犯罪被害者支援の重要性を説明するとともに、被害者支援での協力を依頼
			情報提供を始めとする基本的な犯罪被害者支援が確実に実施されるよう、好事例を勧奨し、具体的な支援事例を通じて個々の職員の能力の向上を図るとともに、適切な評価及び表彰を実施することで、犯罪被害者支援に係る職員の意識の高揚を図ります。	警察本部(広相)	被害者支援に関する好事例・好施策の積極的な表彰 犯罪被害者支援業務推進功労者に対して、本部長賞(1名)、警務部長賞(2名)、広報相談課長内賞(1名)を授与し、警察職員の士気高揚を図った。
		(3) 民間の団体の研修の充実	犯罪被害者等に対し、必要な支援についての相談、情報提供、適切な機関・団体への橋渡しなど、支援全般をマネジメントするコーディネーターとしての役割を担う、(公社)長崎犯罪被害者支援センター支援員の育成を支援します。	交通・地域安全課、警察本部	[交通・地域安全課、警察本部] 長崎犯罪被害者支援センターにおいて毎月開催される運営委員会に出席し、相談案件に関する協議検討及び同センターに対する助言指導を行い、支援員の育成に努めている。
			犯罪被害者支援団体が行うボランティア等の養成研修等へ職員を講師として派遣するとともに、研修広報に協力するなど、人材育成を支援します。	交通・地域安全課、警察本部	[交通・地域安全課、警察本部] 長崎犯罪被害者支援センターの支援員養成講座において行政、警察職員等が教養を実施し、民間支援員の育成を支援した。
		(4) 犯罪被害者支援に携わる者への心理的影響に対する配慮	犯罪被害者支援に携わる警察職員は、犯罪被害者の状況を間近に見ることや、時には犯罪被害者の感情の表出に直面することで、極めて強いストレスを受ける場合があることから、これらの職員に対し、ストレスに関する教養を行い、ストレスに備えさせるとともに、精神科医や臨床心理士によるカウンセリングを受けさせるなどの必要な措置を講じます。	警察本部(広相)	犯罪被害者支援に従事する職員の代理受傷防止対策の継続的推進 巡回教養において代理受傷に関する講義を実施したほか、代理受傷が懸念される警察職員に対しては診療内科の受診を促している。 また、支援に従事する際には、複数での対応を基本とし、毎月1回、臨床心理士である被害少年カウンセリングアドバイザーから、少年サポートセンターによる少年への支援内容についてスーパーバイズを受け、代理受傷の防止・軽減に配慮している。

長崎県犯罪被害者等支援計画に基づく施策取組状況

重点課題	施策	具体的施策	具体的施策の内容	所管課	令和2年度施策の取組状況
第1 ための 体制整備への 取組	4 民間 支援団体 に対する 援助	(1) 犯罪被害者等の支援を行う民間団体の活動への支援及び広報等	犯罪被害者等支援団体への財政的援助の充実に努めるとともに、犯罪被害者の援助に携わる民間の者の研修に関する講師の手配・派遣、会場借上げ等の必要な支援に努めます。	警察本部(広相)	各警察署に長崎犯罪被害者支援センターの募金箱を設置しているほか、警察本部内に売上げの一部がセンターの収益となる被害者支援自販機の設置に向けて取組を実施した(令和2年4月2日設置)。また、被害者支援員養成講座に警察職員等を派遣し講義を行っている。
			犯罪被害者等の支援を行う民間団体が開催するシンポジウムや講演会に共催等をするほか、シンポジウム等の開催について、ホームページなどの広報媒体を活用し、広く一般に広報するなどし、民間団体の活動を支援します。	交通・地域安全課、警察本部	令和2年11月18日、犯罪被害者等が置かれた状況について理解の増進を図るため、警察本部・犯罪被害者支援センターと共催により「犯罪被害者週間長崎大会」を開催した。
			犯罪被害者等の支援を行う民間非営利団体からのNPO法人格の取得申請に対して、設立認証にかかる申請・相談に対して適切に支援します。	県民生活環境課	県内で、犯罪被害者支援を行うNPO法人の設立申請の実績はなかった。
		(2) 日本司法支援センター(法テラス)との連携と情報提供 [再掲 第2-1-(6)]	日本司法支援センターとの連携を図り、民事法律扶助制度の活用による弁護士費用及び損害賠償請求費用の負担軽減や無料法律相談の活用について周知に努めます。	交通・地域安全課、警察本部	[交通・地域安全課] 法テラス長崎をホームページ等に掲載し周知に努めた。 [警察本部] 法テラスのリーフレット等広報資料を県内各警察署に配布し、犯罪被害者等による相談時において交付の上周知に努めた。また、資力のない犯罪被害者等に対しては、民事法律扶助制度及び日弁連委託援助制度について紹介を行い、経済的負担の軽減に努めている。
第2 経済的負担の 軽減への 取組	1 経済的 な助成に 関する情 報の提供 、助言	(1) 制度に関する確実な情報提供	犯罪被害給付制度や生活保護制度など、犯罪被害者等や生活困窮者に対する既存の経済的支援制度に関して犯罪被害者等の状況に応じて確実に情報提供を行い、その経済的負担の軽減を図ります。	交通・地域安全課	各種会議を通じて犯罪被害者等の施策に関する情報共有を図ったほか、関係部局からの問い合わせに対して、適切な部局へ繋ぐなどの情報提供を図った。
		(2) 犯罪被害給付制度の運用	犯罪被害給付制度について、各種会合の機会や各種広報媒体を利用して周知を図るとともに、給付制度の対象となり得る犯罪被害者等に対しては、給付制度に関して有する権利や手続について十分な教示を行います。	警察本部(広相)	犯罪被害給付制度の周知を図るため、被害者の手引及びパンフレットの交付を通じて、犯罪被害給付制度の周知徹底に努めた。 犯罪被害者に対する犯罪被害給付制度を確実に教示するため、指定被害者支援要員制度による支援対象事件の報告により、犯罪被害給付制度の対象となる犯罪被害者等の把握に努め、パンフレットの交付等により、漏れのない確実な教示を徹底した。 ～R2中の犯罪被害者等給付金裁定件数 3件(遺族給付金) 関係職員に対する犯罪被害給付制度を周知するため、被害者支援担当者が所属する警察署において巡回教養を実施した。 執務資料「犯罪被害者支援マニュアル」を各署に配付しているほか、同データを内部の共有フォルダで掲示した。 犯罪被害者等給付金支給対象事件の確実な把握と適正な業務管理を徹底し、迅速かつ適正な裁定による犯罪被害者等給付金の早期支給に努めた。 ～R2中:2件裁定、平均処理期間1.5か月 求償権の適切な行使のための損害賠償請求事案を把握するため、犯罪被害者等給付金の支給後において、被害者等が加害者等に対して行う損害賠償請求事案等の把握に努めた。
		(3) 公益財団法人「犯罪被害救援基金」との連携	犯罪被害給付制度等の公的制度では救済の対象とならない犯罪被害者等であって個別の事情に照らし特別の救済が必要と認められる者については、公益財団法人「犯罪被害救援基金」と連携し、同基金が行う支援金支給事業による救済に努めます。	警察本部(広相)	犯罪被害救援基金が行う支援金支給事業への協力 犯罪被害者に対し、救援基金が行っている事業の説明を実施し、積極的に同基金の活用を勧めている。～R2中 1件1名(支給決定)
		(4) 性犯罪被害者にかかる医療費の負担軽減	性犯罪被害者の緊急避妊等の費用を公費で支弁する公費支出制度を積極的に推進します。  性暴力被害者の相談窓口である「性暴力被害者支援「サポートながさき」」の支援において、必要と認められた医療措置、法律相談、カウンセリングにかかる費用の一部を助成し、性暴力被害者の負担の軽減を図ります。	警察本部(広相)  交通・地域安全課	性犯罪被害者に対しては、初診料、診断書料、死体検案書料、処置料、検査費用、緊急避妊措置費用、人工妊娠中絶費用について公費支出が可能であり、令和2年度は6人の性犯罪被害者へ医療費の支出を行った。  性暴力被害者の相談窓口である「性暴力被害者支援「サポートながさき」」の支援において、必要と認められた法律相談、医療支援等にかかる費用の一部を助成を行った。

長崎県犯罪被害者等支援計画に基づく施策取組状況

重点課題	施策	具体的施策	具体的施策の内容	所管課	令和2年度施策の取組状況
第2 経済的負担の軽減への取組	1 経済的な助成に関する情報の提供、助言	(5) 犯罪被害者にかかるカウンセリングの充実 【再掲 第3-1-(2)】	犯罪被害者等のニーズに応じた適切なカウンセリングを実施するとともに、カウンセリング費用の公費支出制度の適切な運用に努めます。	警察本部(広相)	各署からの依頼に基づき、長崎県臨床心理士会が推薦する臨床心理士を派遣し、犯罪被害者等に対するカウンセリングを実施した。～R2中 29回 被害者支援センターとの連携の強化 犯罪被害者等の同意に基づいて長崎県犯罪被害者支援センターに情報提供を行い、同センターに所属する臨床心理士等によるカウンセリングを実施した。～R2中 1件 民間カウンセラー等との協力関係の強化 長崎県こども・女性・障害者支援センター等他機関と連携及び協力し、性犯罪被害者及び家族への適切な支援を実施する。～R2中 実績なし
		(6) 日本司法支援センター(法テラス)との連携と情報提供 【再掲 第1-4-(2)】	日本司法支援センターとの連携を図り、民事法律扶助制度の活用による弁護士費用及び損害賠償請求費用の負担軽減や無料法律相談の活用について周知に努めます。	交通・地域安全課、警察本部	【交通・地域安全課】 法テラス長崎をホームページ等に掲載し周知に努めた。 【警察本部】 法テラスのリーフレット等広報資料を県内各警察署に配布し、犯罪被害者等による相談時において交付の上周知に努めた。また、資力のない犯罪被害者等に対しては、民事法律扶助制度及び日弁連委託援助制度について紹介を行い、経済的負担の軽減に努めている。
		(7) 損害賠償請求制度等に関する情報提供の充実	損害賠償請求制度等の犯罪被害者の保護・支援のための制度の概要について紹介した冊子、パンフレット等の内容を充実させ、当該制度の周知を図ります。	警察本部(広相)	損害賠償命令制度等に関する情報提供の充実 被害者の担当者は、「被害者の手引き(リーフレット版)」等を活用して刑事手続きの流れについて被害者に対して教示すると共に、損害賠償請求制度等の説明を実施した。
		(8) 交通事故被害者の救済	交通事故相談所において、交通事故被害者に対する損害賠償問題等の相談及び関係機関、団体等の紹介・斡旋を行います。	交通・地域安全課 (交通事故相談所)	令和2年度中、月曜から金曜の9時から16時までの間、県庁行政棟2階において交通事故相談所を開設。(巡回相談)佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、新上五島町において年32回実施。なお、令和2年度の相談件数は452件であった。
		(9) 暴力団犯罪による被害の回復の支援の充実	長崎県暴力追放運動推進センター等との連携を強化し、暴力団犯罪の被害者による損害賠償請求に対する支援等の援助措置を充実します。	警察本部(組対)	令和2年度中の見舞金の支給及び民事訴訟の支援実績はなかった。 事業者を対象とした「不当要求防止責任者講習」を開催し、暴力団等からの不当要求に対する対応要領について指導している。～令和2年中の実績 14回、357人
		(10) 犯罪利用預金口座等対策による被害回復の促進	振り込み詐欺等の預金口座等への振込みを利用して行われた犯罪行為により被害を受けた者に対し、被害回復分配金が適切に支払われるようにするため、金融機関に対して当該預金口座等の不正利用に関する情報提供を行うほか、被害者に積極的に働き掛け、被害回復に係る各種制度の教示を実施するなど情報提供を行います。	警察本部(捜二)	特殊詐欺事件をはじめとする預金口座等利用犯罪の被害者に対し、被害受理、相談受理を問わず、対応時に必ず同法の概要を説明のうえ、金融機関の関係部署への連絡を促した。 特殊詐欺の実行犯及び特殊詐欺を助長する犯罪の検挙を徹底し、令和2年度中、実行犯14件(5名)、助長犯罪51件(38名)を検挙した。 捜査の過程で入手した各種名簿の登載者に対して、特殊詐欺被害防止コールセンターのオペレーターによる架電、注意喚起はがきの送付及び各署による個別訪問により名簿登載事実の連絡及び被害防止上の注意喚起を行った。 関係機関との各種会議に参加し、緊密な連携によってクーリングオフなどの被害回復支援を図った。

長崎県犯罪被害者等支援計画に基づく施策取組状況

重点課題	施策	具体的施策	具体的施策の内容	所管課	令和2年度施策の取組状況
第2 経済的負担の軽減への取組	2 居住の安定	(1) 県営住宅の優先入居等	犯罪被害者等への県営住宅の一時使用及び優先入居について、必要な措置を講じます。	住宅課	令和2年度も、犯罪被害者等の県営住宅の一時使用及び優先入居について、必要な措置を講じた。 (実績) 目的外使用許可 3件、優先入居 0件
		(2) DV被害者に対する県営住宅の優先入居等	DV被害者への県営住宅の一時使用及び優先入居について、必要な措置を講じます。	住宅課、こども家庭課、長崎こども・女性・障害者支援センター	令和2年度も、DV被害者の県営住宅の一時使用及び優先入居について、必要な措置を講じた。 (実績) 目的外使用許可 3件(継続1件、新規2件) 優先入居 0件 【こども家庭課、長崎こども・女性・障害者支援センター】 目的外使用許可が3件
		(3) 被害直後における居住場所の確保	自宅での居住が困難な場合で、自ら居住する場所を確保できない場合等に犯罪被害者が利用できる緊急避難場所を提供する制度等を積極的に運用するとともにその充実に努めます。	警察本部(広相)	緊急避難場所等の確保に要する経費の負担軽減(R2中実績なし) 犯罪等の発生により自宅居住が困難な場合の犯罪被害者等に対し、一時的な避難措置として、ホテル等宿泊施設の使用料の実費を公費支出している。 犯罪現場のハウスクリーニング費用の負担軽減(R2中実績なし) 犯罪被害者等支援公費支出実施要領に基づき、県内に所在する犯罪被害者の自宅又はその親族宅が当該犯罪の現場となった場合において、被害者が死亡した事件について公費により支出する。
		(4) 「こども・女性・障害者支援センター」における一時保護の適正な運用 【再掲 第3-2-(6)】	児童虐待、DV等の再被害防止の観点から、犯罪被害者等を適切に保護します。	こども家庭課、長崎こども・女性・障害者支援センター、佐世保こども・女性・障害者支援センター	女性に関する一時保護は、37名であった。 児童虐待に関する一時保護は、312名であった。
	3 雇用の安定	(1) 事業者に対する理解の増進	職場における二次被害を防止するため、各種行事や事業者の団体等を通じて情報提供、啓発活動等を行い、犯罪被害者等の置かれた状況や犯罪被害者等支援の必要性について事業者の理解の増進を図ります。	交通・地域安全課	事業者に対する理解の増進を図るため、昨年度作成した「事業者用チラシ」を県内の事業所、事業者団体、市町、関係機関等に5,500枚配布して啓発を図った。
		(2) 犯罪被害者等の就職等についての支援	総合就業支援センター、フレッシュワーク、再就職支援センターにおいて、犯罪被害者等に対して、きめ細やかな就業支援を行います。	雇用労働政策課	人材活躍支援センターにおいて、求職者へのキャリアカウンセリングや就職支援セミナー等を実施。 (犯罪被害者等の特定はできない。)
		(3) DV被害者等への自立支援	DV被害者等への自立支援については、長崎労働局との一体的事業により、ハローワークの職員が「長崎こども・女性・障害者支援センター」へ常駐し支援するとともに、ひとり親家庭への支援事業を活用し、就労促進を図ります。	こども家庭課、長崎こども・女性・障害者支援センター、佐世保こども・女性・障害者支援センター、福祉事務所	長崎県ひとり親家庭等自立促進センターにおいて、就業相談(2,613件)、就業に役立つパソコン講習会(長崎市、大村市、長与町)、就業支援セミナー(転職に向けたメイク講座:長崎市、大村市、壱岐市)、(仕事に役立つZOOM使い方セミナー:長崎市、壱岐市、長与町)養育費等に関する法律相談(74件)等を行った。
		(4) 新規就労や転職を希望する場合の技術習得の支援	新規就労や転職を希望する場合、高等技術専門学校等で実施する職業訓練を活用した支援を行います。	雇用労働政策課、長崎高等技術専門学校、佐世保高等技術専門学校	支援実績なし (犯罪被害者等の特定はできない。)
		(5) 犯罪被害者等への労働相談	犯罪被害者等が事業主との間で生じた労働問題に関し、労働相談情報センターで労働相談を行います。	雇用労働政策課	【相談者数】847人 (犯罪被害者等の特定はできない。)



長崎県犯罪被害者等支援計画に基づく施策取組状況

重点課題	施策	具体的施策	具体的施策の内容	所管課	令和2年度施策の取組状況
第3 精神的・身体的被害の回復・防止への取組	1 心身に受けた影響からの回復	(1) 性暴力被害者の支援	産婦人科医療機関と連携し、急性期の性犯罪被害者に対し、初診料等を公費で負担する等、医療支援を実施します。	警察本部(広相)	性犯罪被害者に対しては、初診料、診断書料、死体検案書料、処置料、検査費用、緊急避妊措置費用、人工妊娠中絶費用について公費支出が可能であり、長崎県産婦人科医会と連携の上、急性期の性犯罪被害者に対する医療支援を実施した。令和2年度は6人の性犯罪被害者へ医療費の支出を行った。
			性暴力被害者の支援窓口「性暴力被害者支援「サポートながさき」」において電話・面接相談、付添い、情報提供などの支援を行うとともに、関係機関・団体等と連携し、医療・法律相談・カウンセリングなどの必要な支援を行います。	交通・地域安全課	令和2年度中、「サポートながさき」において、電話・面接相談、医療、カウンセリング、付添い等の被害者に必要な支援を関係機関・団体と連携して行った。(相談等実績478件)
		(2) 犯罪被害者に対するカウンセリングの充実 [再掲 第2-1-(5)]	犯罪被害者のニーズに応じた適切なカウンセリングを実施するとともに、カウンセリング費用の公費支出制度の適切な運用に努めます。	警察本部(広相)	犯罪被害者等に対する適切なカウンセリングの実施 各署からの依頼に基づき、長崎県臨床心理士会が推薦する臨床心理士を派遣し、犯罪被害者等に対するカウンセリングを実施した。～R2中～29回 犯罪被害者支援センターとの連携の強化 犯罪被害者等の同意に基づいて長崎犯罪被害者支援センターに情報提供を行い、同センターに所属する臨床心理士等によるカウンセリングを実施した。～R2中 1件
		(3) 児童虐待に対する休日夜間を含めた常時の対応	「こども・女性・障害者支援センター(児童相談所)」では虐待通告に対する土日を含めた24時間365日受付体制をとっており、通告があれば原則24時間以内に児童の安全確認を行い、必要に応じ児童を緊急保護します。	こども家庭課、長崎こども・女性・障害者支援センター、佐世保こども・女性・障害者支援センター	こども・女性・障害者支援センターに対して虐待通告があった場合、土日を含め24時間365日虐待通告を受ける体制をとっており、通告があれば原則24時間以内に児童の安全確認を行い、必要に応じ児童を緊急保護する。
		(4) 被害少年が受ける精神的打撃軽減のための継続的支援の推進	被害少年に対して、保護者の同意を得た上で、犯罪被害者等早期援助団体を始めとする関係団体への紹介を行うほか、少年補導職員等が臨床心理学等の専門家の助言を受けつつカウンセリングを実施するなどの支援を継続的に実施します。	警察本部(広相、少年)	少年サポートセンターを中心とした組織的な少年の支援体制の整備 少年問題を専門的に取り扱う少年サポートセンターでは、少年が来所、相談しやすい環境整備に努めており、関係機関等から引継を受けた少年に対して少年補導職員による面接や家庭訪問、立ち直り支援活動等を行い、警察署や関係機関と連携して継続的な支援を図っている。 少年補導職員の専門的能力の向上 少年補導職員の中には、公認心理師、精神保健福祉士、社会福祉士等の資格を取得して者があり、カウンセリング研修会への参加や被害少年カウンセリングアドバイザーをスーパーバイザーとした事例検討会を実施している。また関係機関が主催する研修会などを通して、少年補導職員の専門的能力の向上も図っている。 被害少年カウンセリングアドバイザー制度の活用促進 公認心理師及び臨床心理士を被害少年カウンセリングアドバイザーとして委嘱し、少年サポートセンターが継続的に支援している少年に関する助言指導を受けるなど、被害少年の精神的負担の軽減に努めている。 ～R2中 アドバイザーからの助言指導64回 引継ぎなし 適切な事件化と児童の支援 少年の福祉を害する犯罪について事件化を図るとともに、関係機関等と連携した支援により、被害児童等の精神的打撃の軽減を図った。 ～ R2検挙実績 検挙件数 53件、検挙人員 52人
(5) 犯罪被害者等に対する医療機関に関する情報の周知	犯罪被害者等が利用しやすいよう、医療機関の情報を提供します。	医療政策課	在宅当番医情報利用者数81,336人(犯罪被害者支援に関する相談の特定はできない。)		
	県立保健所等において医療相談を実施します。	医療政策課、障害福祉課、県立保健所	[医療政策課] 相談件数365件。(うち犯罪被害によると明確に特定できるものはない。)		

長崎県犯罪被害者等支援計画に基づく施策取組状況

重点課題	施策	具体的施策	具体的施策の内容	所管課	令和2年度施策の取組状況
第3 精神的・身体的被害の回復・防止への取組	2 安全の確保	(1) 警察における再被害防止措置の推進	子供を対象とする暴力的性犯罪の再犯防止を図るため、関係機関からその前歴者の出所情報の提供を受け、出所後の居住状況等の定期的な確認を行い、その際必要に応じて、当該出所者の同意を得た上で面談を行います。	警察本部(刑総)	警察庁から登録通知を受けた県内居住の子供対象暴力的性犯罪の再犯防止措置対象者については、警察本部と再犯防止措置実施警察署で情報共有を図り、訪問による所在確認の実施と、必要に応じ、出所者の同意を得て面談を実施するなど適切な運用を図った。
			同一加害者によって再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者を再被害防止対象者に指定し、関係機関・団体と密接に連携を図りつつ、再被害防止の措置を推進します。	警察本部(刑総)	再被害防止に向けた関係機関との連携の充実を図るため、自治体等に対する照会時に支援措置対象者の該当の有無について情報提供を求めるとともに、検察庁との支援措置対象者に関する情報の共有を行い、被害者の個人情報保護の徹底を推進した。
		(2) 警察における保護対策の推進	暴力団等による保護対象者に対する危害を未然に防止するため、暴力団等から危害を受けるおそれのある者を保護対象者として指定し、その者が危害を受けるおそれの程度に応じ、その危害を防止するための必要な措置を講ずるなど、警察組織の総合力を発揮した保護対策を推進します。	警察本部(組対)	保護対象者に対する暴力団等からの危害を未然に防止するため、「長崎県保護対策要綱」に基づき保護対策実施計画を策定し、本部及び各署連携のもと適切な保護対策を推進している。
		(3) 再被害防止に向けた関係機関の連携	配偶者等からの暴力の被害者、人身取引の被害者、児童虐待の被害者等を保護し、これらの者の再被害を防止するため、警察や「子ども・女性・障害者支援センター」等の関係機関が情報を共有し、連携して対応します。	子ども家庭課、長崎子ども・女性・障害者支援センター、佐世保子ども・女性・障害者支援センター、警察本部	配偶者からのDVや児童虐待の事案について、警察と連携を図り、被害の拡大や再発防止に努めた。
			警察と学校等関係機関で必要に応じて相互の通報連絡を行い、加害者である児童生徒の再犯罪防止に努めます。	児童生徒支援課、警察本部	学校・警察の相互連絡制度を活用し、児童生徒の非行防止のための情報交換、情報共有を行った。
		(4) 地域警察官による犯罪被害者への訪問・連絡活動の推進	捜査部門との緊密な連携を図りつつ、犯罪被害者の心情に十分配慮して、情報提供、防犯指導等を行うなど、地域警察官による犯罪被害者への訪問・連絡活動を効果的に推進します。	警察本部(地域)	地域警察部門では、捜査部門が被害者の要望を聴取り、訪問・連絡活動を希望した場合には、捜査部門からの連絡を受けて担当警察官を指定し、被害回復、被害拡大防止等に関する情報提供、意見要望の聴取を実施しており、令和2年度中に計48回実施した。
		(5) 犯罪被害者等に関する情報の保護	犯罪被害者の氏名の発表に当たっては、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮します。	警察本部(広報)	犯罪被害者の氏名については、原則、実名報道発表していない。また、性犯罪事件については、特に、広報相談課と協議を実施し、被疑者と被害者が近接関係にあり、被疑者を匿名で報道発表したとしても、見人が見れば容易に被害者が特定され、2次被害の虞がある場合は報道発表しない等の対応を行っている。被疑者が被害者やその親族等の住居・氏名等を知らない事件で再被害防止を図る必要性が認められる事件については、検察庁と協議の上、捜査書類に被害者等の人定事項の一部を省略し、被害者を匿名とした令状請求をなす等、被害者に関する情報の保護を徹底している。
		(6) 「子ども・女性・障害者支援センター」における一時保護の適正な運用	児童虐待、DV等の再被害防止の観点から、犯罪被害者等を適切に保護します。	子ども家庭課、長崎子ども・女性・障害者支援センター、佐世保子ども・女性・障害者支援センター	女性に関する一時保護は、37名であった。児童虐待に関する一時保護は、312名であった。
		(7) 児童養護施設等における保護及び自立支援	必要により、犯罪被害を受けた子どもの保護を、児童養護施設等で行うとともに、自立への支援を行います。	子ども家庭課、長崎子ども・女性・障害者支援センター、佐世保子ども・女性・障害者支援センター	必要により、犯罪被害を受けた子どもの保護を児童養護施設等で行うとともに、自立への支援を行った。
		(8) 児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制整備等	要保護児童対策地域協議会を中心として地域における児童虐待の早期発見、早期対応を行います。	子ども家庭課、長崎子ども・女性・障害者支援センター、佐世保子ども・女性・障害者支援センター	各市町の要保護児童対策地域協議会を中核として、虐待予防等の取組強化を行っている。市町の相談援助にかかると専門性の確保、要保護児童対策地域協議会の機能体制の強化を図るため、スーパーバイザー・アドバイザー派遣事業を実施した。
	幼稚園、保育所、放課後児童クラブ等に対して児童虐待の早期発見、早期対応の呼びかけを行います。	子ども未来課	幼児教育従事者等対象の会議、研修会等において、児童虐待の早期発見、早期対応について呼びかけを行った。放課後児童クラブ支援員研修会等において、放課後児童虐待を発見しやすい立場にあることを指導し、児童虐待の早期発見、早期対応について呼びかけを行った。		
	児童虐待の発見に資する教養や子供の死亡例に関する適切な検視のための教養の実施、児童虐待対応マニュアルの活用等により、職員の子供虐待に関する知識の向上を図るなどして、事案の早期発見に努めるとともに、児童の安全が疑われる事案については、警察職員が児童の安全を直接確認するなど、児童の安全の確認及び安全の確保を最優先とした児童虐待の未然防止の徹底を図ります。	警察本部(少年)	専科教養、招集時教養等において、児童虐待対応のための執務資料を活用して、児童虐待対応要領の教養等を実施した。 「要保護児童対策地域協議会」との連携 少年課及び各警察署が要保護児童対策地域協議会に参画しており、代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会に積極的に参加し、関係機関との連携を図った。 [R2実績] 代表者会議 1回、実務者会議 四半期に1回、ケース検討会 都度開催		

長崎県犯罪被害者等支援計画に基づく施策取組状況

重点課題	施策	具体的施策	具体的施策の内容	所管課	令和2年度施策の取組状況
第3 精神的・身体的被害の回復・防止への取組	2 安全の確保	(9) 非行少年等の再犯防止に関する支援	非行少年等の立ち直り支援のため、児童福祉司による在宅指導や児童自立支援施設への入所等を行います。	こども家庭課、長崎こども・女性・障害者支援センター、佐世保こども・女性・障害者支援センター、開成学園	非行少年等の立ち直り支援のため、児童福祉司による在宅指導や児童自立支援施設への入所などを行った。
		(10) 行方不明者対策の強化	行方不明者届が出された者のうち、その生命又は身体に危害が生じているおそれがある者について、その者の行方に関する情報の収集を行い、必要な探索又は捜査を行うとともに、関係機関・団体の協力を求めるなど、行方不明者を早期に発見し、保護するための措置を講じます。	警察本部(人身)	所在不明事案の認知時における迅速かつ広範囲な捜索及び情報収集を実施(R2実績 受理件数81件)するため、他部門・他機関と連携し、警察用航空機、警備艇等を活用して捜索した結果、全て発見解決している。
	3 学校における支援	(1) 被害少年等に対する学校におけるカウンセリング体制の充実	学校内外で、危機的な事件・事故等が発生した場合、心のケアを行う専門家チームを派遣し、二次被害の拡大防止や児童生徒の心のケアを行います。	障害福祉課、長崎こども・女性・障害者支援センター	【障害福祉課】 こころの緊急支援チーム運営委員会(1回)を開催した。 研修会(登録研修会 1回)を開催した。 派遣実績1件。
			犯罪等による被害を受けた児童生徒に対して、心のケアに資するよう、学校等へ臨床心理士を派遣し、相談を実施します。	児童生徒支援課	学校からの要請に応じ、スクールカウンセラーを派遣した。
			犯罪等による被害を受けた児童生徒の心のケアに資するよう、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識経験を有する人材を配置して、学校における相談体制を充実するとともに関係機関と学校が連携します。	児童生徒支援課	スクールカウンセラーを300校に配置し、未配置校については、要請に基づき派遣した。
			犯罪等による被害を受けた児童生徒一人一人に対するきめ細かな学習支援を促進します。	義務教育課、高校教育課、特別支援教育課	【義務教育課】適宜実施した。 【特別支援教育課】適宜実施した。
		(2) 児童生徒が犯罪被害に遭遇した場合の教職員等の対応の充実	教職員に対して、危機対応の研修等の充実に努めるとともに、教職員で役割分担を決めるなど、実際に児童生徒が犯罪被害に遭遇した場合の対応を充実します。	児童生徒支援課	コロナウイルス感染症蔓延防止対策として、例年実施している「学校安全教室推進研修」を中止したが、予定していた講師の講演資料を配布し、各学校において資料を基に研修を実施した。
		(3) 学校における犯罪被害者等支援・犯罪抑止教育等の実施・充実 [再掲 第4-2-(3)]	学校において、教職員に対して、犯罪被害者等支援対策の必要性を周知するとともに、犯罪抑止のための教育を充実します。	児童生徒支援課	コロナウイルス感染症蔓延防止対策として、例年実施している「学校安全教室推進研修」を中止したが、予定していた講師の講演資料を配布し、各学校において資料を基に研修を実施した。
	(4) 学校における児童生徒に対する暴力被害を未然に防止する学習 [再掲 第4-2-(3)]	学校において、防犯教室を開催し、児童生徒に対する暴力被害を未然に防止します。	児童生徒支援課	各学校において、適宜防犯教室(訓練)を実施した。	

長崎県犯罪被害者等支援計画に基づく施策取組状況

重点課題	施策	具体的施策	具体的施策の内容	所管課	令和2年度施策の取組状況
第4 県民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組	1 県民の理解の増進	(1) 犯罪被害者週間における関係機関等と連携した集中的な啓発活動の展開	犯罪被害者週間(11月25日から12月1日まで)におけるイベント等を通じて、市町及び関係機関・団体と連携して犯罪被害者等支援の啓発を行います。	交通・地域安全課	警察庁、長崎県犯罪被害者支援センターと共催により「犯罪被害者週間長崎大会」を開催し、犯罪被害者による基調講演のほか、有識者等によるパネルディスカッションを行い、啓発活動に取り組んだ。
		(2) 被害が潜在化しやすい犯罪被害者に対する理解の促進	シンポジウムの開催等の様々な機会を通じて、性犯罪被害者や被害児童を始め被害が潜在化しやすい犯罪被害者が置かれている状況等を広く周知し、県民の理解促進を図り、社会全体で支える気運の醸成に努めます。	警察本部(広相、少年)	県下小・中・高等学校、PTA、県教委など51機関・団体とメールによるネットワークを構築しており、少年の非行及び犯罪被害防止に関する情報を同ネットワークに隔月で発信し、県警ホームページにも掲載した。 携帯電話等利用犯罪防止に関する広報 SNS等の利用に起因した少年の性被害や、少年の情報モラル向上を目的として、学校と連携して児童生徒に対する情報モラル教室を実施するとともに、各種キャンペーン活動の場において、SNS等の利用に起因した少年の犯罪被害防止のためのチラシ等を配布し、被害防止に関する広報啓発活動を推進した。 11月の児童虐待防止月間に併せて、新聞掲載、県警ホームページへの掲載、各警察署単位でのミニ広報誌の発行等を行い、児童虐待防止のための広報啓発活動を推進した。
		(3) 犯罪被害者等支援施策に関する広報の実施	犯罪被害者等支援に関する各種行事等について、市町と連携した広報・啓発を行うことにより、犯罪被害者等支援の気運を高めます。	交通・地域安全課	令和2年7月13日から同月17日までの間、長崎県犯罪被害者支援条例制定1周年を記念して、県庁1階エントランスホールにおいて、犯罪被害者等遺族の手記パネル展を実施した。
			犯罪被害者等の立場を県民に理解してもらうため、長崎県人権教育啓発センターの図書・ビデオライブラリーコーナー等を通じて、広報・啓発を行います。	人権・同和対策課	長崎県人権教育啓発センターの図書・ビデオライブラリーコーナー等を通じて、広報・啓発を行った。
			関係機関や犯罪被害者支援団体と連携の上、犯罪被害者の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者の援助を行う団体の意義・活動等について、様々な広報媒体を通じて広報するとともに、街頭キャンペーン各種討論会等の広報啓発活動を推進します。	警察本部(広相)	犯罪被害者遺族の手記パネル展を長崎市や大村市の図書館、江迎町の自動車学校等において開催したほか、平成30年12月からはLINE@による広報を開始するなどして、社会全体で被害者も加害者も出さないまちづくりの推進に努めた。 新聞への掲載、県警・県デジタルサイネージ、県警ホームページ、LINE@等を活用して広報を実施した。 各所において開催されるイベント等において、随時犯罪被害者遺族の手記パネル展を実施した。 警察による11月中の広報重点を「犯罪被害者等支援活動の周知と参加の促進及び犯罪被害給付制度の周知徹底」と定め、各警察署において様々な広報啓発活動を展開した。
(4) 調査結果の公表等を通じた犯罪被害者等の置かれた状況についての県民の理解の増進	関係機関・団体において犯罪被害者等に関する調査研究が実施された場合には、当該調査の結果について、犯罪被害者等への理解を深めるための広報啓発に活用します。	警察本部(広相)	犯罪被害者支援に関する県民意識の調査 今後の被害者支援施策展開に資するため、犯罪被害者遺族の手記パネル展を開催した際にアンケート箱を設置し、県民の意識調査を実施した。		
(5) 交通事故被害者等の声を反映した県民の理解増進	交通事故被害者等の手記を取りまとめた冊子やパンフレット等を作成し、交通安全講習会で配布するほか、交通安全の集い等において交通事故被害者等による講演を実施するとともに、運転者等に対する各種講習において交通事故被害者等の切実な訴えが反映された映画、手記を活用することや事故類型、軽傷・重傷の別、年齢層別等交通事故に関する様々なデータを公表すること等により、交通事故被害者等の現状や交通事故の惨状等に関する県民の理解増進に努めます。	警察本部(交企)	交通事故遺族の声を収録したDVDを交通安全講習会において放映し、交通事故の悲惨さを認識させるとともに被害者に対する県民の理解を図った。 交通事故データの公表 県警ホームページに交通事故統計を継続して掲載するほか、SNSやラジオ放送を通じてタイムリーな情報発信を行い、交通事故の実態と悲惨さについて周知徹底を図った。 交通事故被害者の手記の公表等 県警において作成した「交通事故被害者等の手記」を県警ホームページに掲載しているほか、警察署における優良運転者講習時に、被害者支援室が作成したDVDを視聴させ、交通事故の惨状等に関する県民の理解の増進に努めた。		

長崎県犯罪被害者等支援計画に基づく施策取組状況

重点課題	施策	具体的施策	具体的施策の内容	所管課	令和2年度施策の取組状況
第4 県民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組	2 学校における教育	(1) 学校等における生命の大切さに関する教育の推進	学校において、生命の尊重に関する指導等に努めるとともに、体験活動を通じた命の大切さの学習についての調査研究に努め、成果を紹介し、指導の推進を図ります。	児童生徒支援課	9～11月を「長崎っ子の心を見つめる教育週間」に設定し、県内全公立学校で「命を大切に作る心」を育むための取組を実施した。命の大切さを学ぶ教室全国作文コンクール及び犯罪被害者等に関する標語の応募協力依頼を各県立学校・市町教育委員会に行った。
			学校において、生命の尊重に関する指導、犯罪抑止のための教育等の啓発を働きかけます。	学事振興課	国や関係機関からの各種通知を私立学校に周知し、生命の尊重に関する指導等を依頼した。
			犯罪を起こすことがないよう、幼児教育の段階において、命の大切さの教育に取り組みます。	こども未来課	幼児教育従事者等対象の研修会等において、命の大切さに関する内容を取り入れた。
		(2) 学校における犯罪被害者等の人権問題も含めた人権教育の推進	長崎県人権教育基本方針及び長崎県人権教育・啓発基本計画に基づき人権教育を推進していく中で、犯罪被害者等の人権問題も含めた人権教育の取組を推進します。	義務教育課、高校教育課、特別支援教育課	【義務教育課】全ての学校において、人権教育を推進した。 【特別支援教育課】全ての学校において、人権教育を推進した。
		(3) 学校における犯罪被害者等支援・犯罪抑止教育等の実施・充実 【再掲 第3-3-(3)】	学校において、教職員に対して、犯罪被害者等支援対策の必要性を周知するとともに、犯罪抑止のための教育を充実します。	児童生徒支援課	新型コロナウイルス感染症蔓延防止対策として、例年実施している「学校安全教室推進研修」を中止したが、予定していた講師の講演資料を配布し、各学校において資料を基に研修を実施した。
		(4) 学校における児童生徒に対する暴力被害を未然に防止する学習 【再掲 第3-3-(4)】	学校において、防犯教室を開催し、児童生徒に対する暴力被害を未然に防止します。	児童生徒支援課	各学校において、適宜防犯教室(訓練)を実施した。
		(5) 学校及び家庭における命の教育への支援の推進	学校と家庭との連携により、命の教育の推進に努めます。	児童生徒支援課	9～11月を「長崎っ子の心を見つめる教育週間」に設定し、県内全公立学校で「命を大切に作る心」を育むための取組を実施した。
(6) 中学生・高校生を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」の開催	中学生・高校生を対象に、犯罪被害者等が講演者となり、子供を亡くした親の思いや生命の大切さ等を直接生徒に語りかける「命の大切さを学ぶ教室」を開催することにより、犯罪被害者等への配慮・協力意識の確保や規範意識の向上に努めます。	警察本部、児童生徒支援課(広相)	【児童生徒支援課】 大切な命を守る作文コンクールの募集を各県立高校、市町教育委員会へ行った。  【警察本部】 犯罪被害者等支援業務を委託している長崎犯罪被害者支援センターを中心として、中学生・高校生等を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」の開催し、同センターの職員等が「中学校・高校・特別支援学校で講演した。～R2中 5校 450人 「命の大切さを学ぶ教室」の効果を更に向上させるため、同教室の受講者を対象に「大切な命を守る作文コンクール」を実施した。～R2応募総数282点 本庁表彰2点 高校生・大学生等を対象とした性犯罪被害者支援に関する講演等の実施 長崎犯罪被害者支援センターの講演において、性犯罪被害者支援に関する講義も実施し、性犯罪被害者に対する理解の促進に努めている。		
(7) 学校教育を中心とした生命・身体・自由の尊重を自覚させる法教育の普及・啓発	法により、自分を守り、他人を等しく尊重することを体得させることを通じて、他人の生命、身体を傷つけてはならないことを自覚させることにつながるよう、関係機関による取組を推進します。	義務教育課、高校教育課、特別支援教育課	【義務教育課】各学校において、推進した。 【特別支援教育課】各学校において、推進した。		

長崎県犯罪被害者等支援計画に基づく施策取組状況

重点課題	施策	具体的施策	具体的施策の内容	所管課	令和2年度施策の取組状況
第5 その他	1 捜査過程における配慮	(1) 性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置等	性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置を促進するとともに、性犯罪捜査専科の実施等により、性犯罪捜査を担当する職員の実務能力の向上を図ります。	警察本部(捜一)	性犯罪捜査に係る知見を有し、性犯罪被害者への対応に従事する機会が多いと認められる警察官の指定を行い、新規で指定した者に対しては、優先的に教養を実施し、実務能力の向上を図った。 性犯罪捜査用装備資機材の整備・充実 県下各署に対して、性犯罪捜査探証キット、見分検証明用マネキンを配分した。 性犯罪指定捜査員の活用を推進 性犯罪被害者の希望を踏まえた性別の捜査員が対応できるよう、男性警察官、女性警察官の双方の警察官の指定をし、性犯罪被害者への的確な対応を図った。 また、性犯罪被害者が女性警察官の対応を希望し、管轄署に対応できる女性警察官がいない場合は、捜査第一課の性犯罪指定捜査員を派遣した。
		(2) 被害児童からの事情聴取における配慮	児童を被害者とする事案への対応において、被害児童の負担軽減及び供述の信用性担保のため、関係機関が被害児童の事情聴取に先立って協議を行うほか、被害児童から事情聴取をするに当たって聴取の場所、回数、方法等を考慮するなど被害児童に配慮した取組を進めます。	警察本部(刑総、捜一、少年)	児童を被害者等とする事案を認知した際は、検察、児童相談所、県警各課で情報を共有し、三者による協議により被害児童に対する代表者聴取を積極的に取り入れ、児童の負担軽減を図った。 児童を被害者等とする事案を警察が認知した場合には、警察での児童への聴取を行う前に検察庁に対して、代表者聴取の実施の要否を確認する等して、児童の心身への負担軽減と供述の信用性の担保を図ることに努めた。 児童からの事情聴取時には、関係機関と情報共有を徹底し、児童に負担のない代表者聴取を実施した。 児童の負担軽減及び児童の供述の信用性担保を目的とし、個々の事案に応じて検察官、警察官又は児童相談所職員が代表者聴取を実施するなど所要の取組を推進した。～R2中 22事案で実施
		(3) 施設の改善・活用	相談室や被害者支援用車両における事情聴取など、被害者に配慮した施設等の活用を図ります。	警察本部(広相)	被害者支援用車両の整備及びその効果的な活用 各種支援活動に際して被害者支援車両を活用し、犯罪被害者等のプライバシーの保護に配慮した。
	2 刑事手続における情報提供等	(1) 告訴・告発、被害届等の適切な受理	告訴・告発、被害届等の受理に当たっては、迅速・確実に受理するように努めます。	警察本部(刑総)	被害者の立場に立った告訴・告発、被害届等の受理及び処理を図るため、警察署告訴・告発センターとの連携を図り、受理の可否に係る判断及び擬律判断を行った。 また、適切な被害届の受理及び被害届の不受理時の組織的対応を推進した。
		(2) 医療機関における性犯罪被害者からの証拠採取等の促進	性犯罪被害者からの証拠採取の方法を産婦人科医会等とのネットワークを活用するなどして医師等に教示するとともに、捜査に支障のない範囲において、医療機関で採取した資料の鑑定状況についての情報を提供します。	警察本部(捜一)	警察への届出前の被害者が医療機関を受診するも警察への届出を躊躇した場合に、医療機関において被害者の身体から証拠資料採取ができるように、性犯罪捜査に関する協力医療機関に対して性犯罪証拠採取キットを配布する手続きを整備した。
		(3) 刑事手続等に関する情報提供の充実	犯罪被害者のための制度等を分かりやすく取りまとめた「被害者の手引」やパンフレット等を作成し、犯罪被害者への早期の提供に努めます。	警察本部(広相)	各種被害者支援制度が簡潔でわかりやすく記載されたリーフレット型の「被害者の手引(身体犯・性犯・交通事故用)」を各署へ配分し、支援対象事件に対する確実な配布を各署において実施した。 検視等に対する理解を得るための必要性や各種情報等を説明 検視開始時に、捜査員が遺族に対して検視(遺体調査)の必要性について説明するとともに、検視終了後はその後の手続き等を記載したパンフレットを配布しながら検視の結果等について説明を尽くした。 外国人を対象とした犯罪被害者支援施策等の周知 外国人用の被害者支援広報チラシ(英語、中国語及び韓国語)を作成し、在留外国人に対する講話において支援室員及び各署員が被害者支援広報を実施した。 ～R2中 2警察署において2回実施
		(4) 司法解剖等に関する遺族への適切な説明	検視及び司法解剖に関し、パンフレットの作成・配布により、その目的・手続等についての適切な説明を遺族に実施するとともに、遺族の心情に配慮した対応に努めます。	警察本部(捜一、鑑識)	遺体の早期身元確認の実施 身元不明遺体の場合には、的確な手続きにより身元を早期に特定、遺族への早期引渡しに努めた。 また、身元不明遺体の検察に関しては、遺族等の心情に配慮し、生前のイメージを彷彿させた似顔絵を作成し、ホームページに掲載することで発見の糸口を拡大化している。 司法解剖に関する遺族に対する適切な対応及び改善のための諸対策の推進 死者搬送用担架を県下各署に配備したことにより、搬送時の損傷防止に繋がりを、さらに、ご遺体に掛け布団を掛けて搬送可能となり、衆目にさらされず搬送でき、遺族感情に配慮した遺体取扱いを図った。

長崎県犯罪被害者等支援計画に基づく施策取組状況

重点課題	施策	具体的施策	具体的施策の内容	所管課	令和2年度施策の取組状況
第5 その他	2 刑事手続における情報提供等	(5) 犯罪被害者等の意向を踏まえた証拠物件の適正な返却又は処分	検察庁と連携し、捜査上留置の必要がなくなった証拠物件については、犯罪被害者と協議し、その意向を踏まえた上で返却又は処分するよう努めます。	警察本部	適正な証拠物件の保管・管理を徹底するとともに、犯罪被害者等の意向を踏まえて証拠物件の早期返却又は処分を実施している。
		(6) 捜査に関する適切な情報提供	捜査への支障等を勘案しつつ、犯罪被害者等の要望に応じて捜査状況等の情報を提供するよう努めます。	警察本部	<p>犯罪被害者等に対し、捜査に支障のない範囲において、適宜、捜査経過等に関する連絡を行い、犯罪被害者等の疑問及び不安の解消に努めた。</p> <p>～令和2年中は147事件で被害者連絡を実施した。</p> <p>被害者連絡の実施状況を踏まえた指導の推進</p> <p>各署刑事担当課に備付けの「被害者連絡経過票」により、被害者連絡実施状況を確認し、適切な被害者連絡を実施するように指導を行った。</p> <p>行政処分結果の問合せへの対応</p> <p>交通死亡事故の被害者遺族からの被疑者の行政処分結果の問合せに対し、被疑者の処分結果等について回答した。</p>
		(7) 適正かつ緻密な交通事故事件捜査の推進	重大・悪質な交通事故事件等については、交通事故事件捜査統括官及び交通事故鑑識官が事故現場に赴いて客観的証拠の収集等の捜査指揮を行うなど、適正かつ緻密な交通事故事件捜査を推進します。	警察本部(交指)	<p>重大特異な交通事故事件を主として交通事故事件捜査統括官等が現場臨場し、適正捜査の推進と早期真相究明に努めた。R2中～臨場件数82件</p> <p>交通事故自動記録装置の活用による事故の真相究明</p> <p>交通事故自動記録装置設置の交差点において発生した事故事件については、同装置の映像を活用し、迅速且つ適正な捜査を実施し、事故の真相究明に努めた。</p>

長崎県犯罪被害者等支援計画に基づく支援状況

担当課(室)等	令和元年度			令和2年度		
	被害にあった犯罪等	支援時期	支援内容	被害にあった犯罪等	支援時期	支援内容
交通・地域安全課 (交通事故相談所)	交通事故被害	平成31年4月～ 令和2年3月	面接や電話による相談 528件	交通事故被害	令和2年4月～ 令和3年3月	面接や電話による相談 452件
交通・地域安全課 (性暴力被害者支援 「サポートながさき」)	性暴力被害	平成31年4月～ 令和2年3月	電話・面接相談、付添支援等 365件	性暴力被害	令和2年4月～ 令和3年3月	電話・面接相談、付添支援等 478件
男女参画・女性活躍 推進室	DV被害	平成31年4月～ 令和2年3月	相談件数であり、犯罪件数ではない。 相談対応 9件	DV被害	令和2年4月～ 令和3年3月	相談件数であり、犯罪件数ではない。 相談対応 4件
人権・同和対策課	高齢者虐待	令和2年3月	電話相談1件 (他機関を紹介)	(なし)		
障害福祉課	性暴力被害	平成31年4月～ 令和2年3月	電話相談対応 2件(延件数) 面接相談対応 1件	性暴力被害	令和2年4月～ 令和3年3月	電話相談対応 0件 面接相談対応 0件
	ストーカー	平成31年4月～ 令和2年3月	電話相談 0件	ストーカー	令和2年4月～ 令和3年3月	電話相談 0件
	刑事事件	平成31年4月～ 令和2年3月	電話相談 0件	刑事事件	令和2年4月～ 令和3年3月	電話相談 1件
こども家庭課	児童虐待による 被害	平成31年4月～ 令和2年3月	相談件数であり、犯罪件数ではない。 施設入所措置 63件 里親委託 5件 面接指導 891件 児童福祉司による指導 19件 一時保護 349件	児童虐待による 被害	令和2年4月～ 令和3年3月	相談件数であり、犯罪件数ではない。 施設入所措置 集計中 里親委託 集計中 面接指導 集計中 児童福祉司による指導 集計中 一時保護 312件
長崎こども・女性・障害者 支援センター	DV被害	平成31年4月～ 令和2年3月	相談件数であり、犯罪件数ではない。 相談対応 1,520件(来所・訪問相談625 件、電話等895件) 一時保護入所 44件 婦人保護施設 1件	DV被害	令和2年4月～ 令和3年3月	相談件数であり、犯罪件数ではない。 相談対応 1,497件(来所・訪問相談547 件、電話等950件) 一時保護入所 37件 婦人保護施設 1件
佐世保こども・女性・障害 者支援センター	DV被害	平成31年4月～ 令和2年3月	相談件数であり、犯罪件数ではない。 相談対応 757件 (来所・訪問相談 254件、電話等503件)	DV被害	令和2年4月～ 令和3年3月	相談件数であり、犯罪件数ではない。 相談対応 940件 (来所・訪問相談 297件、電話等643件)
住宅課	性暴力被害	平成31年4月～ 令和2年3月	目的外使用許可 0件 優先入居 0件	性暴力被害	令和2年4月～ 令和3年3月	目的外使用許可 0件 優先入居 0件
	DV被害	平成31年4月～ 令和2年3月	目的外使用許可 1件 (R1.12.23入居) 優先入居 0件	DV被害	令和2年4月～ 令和3年3月	目的外使用許可 3件 継続1件、～ R2.10.5退去 新規2件、 R2.11.13入居、R3.3.28退去 R3.3.26入居 優先入居 0件